

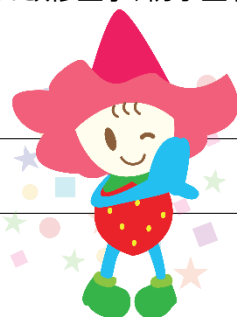
鹿沼市シェアオフィス等整備事業補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの導入が大幅に進み、「新しい生活様式」や「新しい働き方」が提唱されています。

鹿沼市にかかわる皆様の多様な働き方や柔軟なライフスタイルの実現を後押しし、新たなビジネス及び雇用の創出に繋げるため、シェアオフィス等（シェアオフィス、コワーキングスペース、サテライトオフィス）の整備に要する経費の一部を支援いたします！

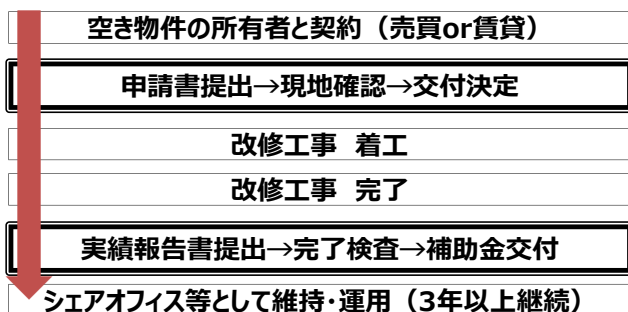
支援制度の概要

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の空き物件を購入又は賃借し、改修してシェアオフィス等を開設する企業等 ●市内の空き物件の所有者で、当該物件をシェアオフィス等として提供するために改修を行う方
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●建物改修工事費（内装、外装、給排水、電気、ガス、空調、トイレ等の設備の改修工事、防水工事、耐震性を向上させる工事に係る経費） ●設計等委託料（改修に係る設計・監理業務の委託に係る経費） ●環境整備費（通信環境の整備に係る経費） <p>※公共施設に関しては、原状回復できる範囲を対象経費とする</p>
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象経費（税込）の1/2（1,000円未満の端数は切捨て） <p>1つの補助事業につき最大100万円</p>
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ●3年以上継続してシェアオフィス等として維持、運営される見込みがあること ●シェアオフィス等に関する市の広報活動に協力すること ●市税に滞納がないこと ●その他諸条件有 <p>※すでに改修工事を完了している、または改修工事中であるものにつきましては、補助対象外となります。</p>
スケジュール	<p>シェアオフィス等の整備に係る行為に着手しようとする日の前日までに申請書類の提出、令和2年度の末日までに実績報告書の提出が必要となります。</p>



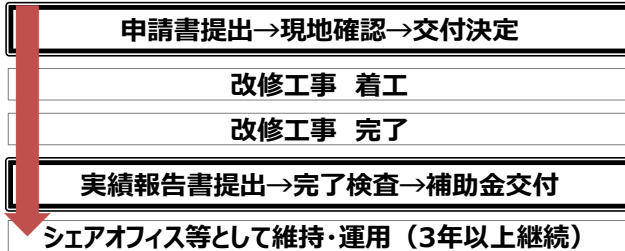
制度利用のフロー

空き物件利用者（企業等）



空き物件所有者

※売買や賃貸借契約の予定がなく、空き物件をシェアオフィス等として利用する方が改修工事時点でない場合でも、空き物件をシェアオフィス等として提供したい場合は、補助対象となります。ただし、改修工事後3年間はシェアオフィス等として運用していただくこととなります。



申請書類

※指定様式につきましては、市HPよりダウンロードしてください。

No.	提出書類名	企業等	所有者
1	補助金等交付申請書（指定様式あり）	○	○
2	補助事業等実施計画書（指定様式あり）	○	○
3	誓約書（指定様式あり）	○	○
4	整備を行う空き物件の売買契約書若しくは賃貸契約書の写し（遅くとも実績報告までに必須）又は当該空き物件所有者の改修工事同意書	○	—
5	整備を行う空き物件の所有者を明らかにする書類（登記事項証明書、課税書類等）	○	○
6	【法人】登記事項証明書の写し、【個人事業主】開業等の届出書又は住民票の写し	○	○
	【所有者】身分を証明する書類の写し	—	○
7	納税証明書（本市に納税義務を負う者）	○	○
8	整備を行う空き物件の平面図又は間取り図（改修等を行う箇所、改修後の用途が分かるもの）	○	○
9	改修等を行う箇所の工事施工前の写真 ※実績報告の際には、改修等を行った箇所の工事施工後の写真が必要となります	○	○
10	開設するシェアオフィス等の内容を明らかにするレイアウト図	○	○
11	整備に要する経費の見積書及び明細書の写し ※実績報告の際には、補助事業に要した経費が分かる領収書の写しが必要となります	○	○

申請、問合せ先

※必ず申請前にご相談ください！

鹿沼市役所 経済部 産業誘致推進室 〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1（新館5階）
TEL:0289-63-2266 FAX:0289-63-2189 Mail:sangyosuishin@city.kanuma.lg.jp

随時受付